

平成29年(2017年)2月17日

内閣府成年後見制度利用促進担当室 御中

日本司法書士会連合会
会長 三河尻 和 夫

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見

標記計画の案に盛り込むべき事項について、当連合会は、別添のとおり意見を申し述べる。

「成年後見制度利用促進計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見

日本司法書士会連合会

1 成年後見制度利用促進基本計画について

■（１）成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

現状の成年後見制度の利用状況及び家庭裁判所における福祉的観点からの本人の最善の利益追求の限界についての認識は共通している。

この認識に立って、多くの視点から制度の再構築を検討すること及びそのために必要な財政措置を明確に規定することが必要である。

□（２）基本計画の対象期間

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

■（１）基本的な考え方

現状の後見制度が社会生活上大きな支障が生じた場合にやむを得ず利用される制度となってしまうとの認識では一致しているところである。

早期の段階から利用される後見制度は、利用者それぞれに応じた代理権の範囲を設定する等利用者本人の判断能力の程度や、家庭生活の状況、家族形態等を考慮した設計がされなければならないことから、後見・保佐・補助の３類型を定め、そのいずれかを適用するという現行の制度が果たして適切であるかどうかを検討すべきである旨を盛り込むべきである。

■（２）今後の施策の目標等

我が国では、後見類型利用者の割合が８０％を占めるという現状から、今後は本人の意思決定を可能な限り尊重した運用を進めていくためにも、保佐類型、補助類型を柔軟に活用してその利用率を高めていくことには賛成である。ただ、最終的な類型の判断は、診断書の内容や鑑定の結果を考慮して裁判所が行うものであるが、医学的所見はともかく、本人の生活状況や必要な支援の状況等については、必ずしも充分とはいえない。そこで、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき裁判所が判断することができるよう、医師の診断書ばかりでなく、地域連携ネットワークやチームを活用して必要な様々な報告書を求める仕組みにすることを検討する旨を盛り込むべきである。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

■（１）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における心情保護の充実－

後見人の選任にあたっては、家庭裁判所が、適切な後見人及び後見類型又は代理権の範囲を選定できるよう、地域連携ネットワーク又はチームに係わる関係者が、本人を取り巻く社会環境や家庭の状況、必要とされる医療及び必要な法律手続、さらには後見人候補者に関する詳細なレポートを作成し、これを家庭裁判所に提供させる仕組みを検討する旨を盛り込むべきである。

家庭裁判所は、上記各種レポートを詳細に検討したうえで、適切な判断を下すことになるので、それに対応できるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の充実が図られなければならない。

後見開始審判にあたっては、上記のとおり、本人の状況にかんがみて適切な後見類型や代理権の範囲が選定され、本人にとってふさわしい後見人等が選任されたとしても、本人の状況の変化に応じて適切な見直しが必要とされなければならないことから、後見人の交代を柔軟に行なうことを可能にする環境整備が必要なのはそのとおりであるが、それを実効有らしめるため、開始審判に期限を付す等の方策を検討する旨を盛り込むべきである。

また、専門職後見人を選任する場合は、その選任理由とされた問題が解決された後に、親族後見人や市民後見人等へのスムーズな移行ができるような方策を検討する旨を盛り込むべきである。

■（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

基本計画策定に当たって最も重要なことは中核機関の有り様だと考える。中核機関は、広報、相談から受任者調整、さらには不正防止のための報告チェック機能をも果たすことになるかと考えるが、このうち特に受任者調整や報告チェック等司法補助機能をも担うことになることから、市町村が直接運営すべきであると考え。もっとも、市町村が有する人的資源のみでは、中核機関が担う広範な役割をカバーすることは困難であると予想されるが、その場合には、各役割を果たす際に適切な専門職又は専門職団体の支援を受けて業務を遂行する方策を検討する旨を盛り込むべきである。

なお、仮に他の機関に運営を委託する場合には、委託をする業務の公平性や適正性等を十分考慮して選定すべきである旨盛り込むべきである。

また、市町村に中核機関という新たな組織を置き、多様な機能を担わせることから、この運営に必要な人件費等の財政措置を明確に盛り込むべきである。

■（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

—安心して利用できる環境整備—

不正防止の徹底は、今般の制度改革の中心的テーマであることは、成年後見制度利用促進委員会が不正防止対策ワーキンググループを置いて、特に議論してきたことから明白である。しかるに、本計画案は、家庭裁判所・関係機関・金融機関に対して期待を述べるにとどまっている。この際、不正防止のための施策を強く押し出すべきである。

後見人の給源の主体となる親族に対して、成年後見制度の理解促進を図ることはもとより重要だが、後見人による不正防止を実効有らしめるためには、定期的な報告とそのチェックが欠かせない。そこで、基本計画案には、後見人からの定期的報告およびそのチェック機能の有り様について検討する旨を盛り込むべきである。

任意後見制度については、任意後見契約締結時の本人の判断能力の確認についても、何らかの仕組みを検討すべきであるし、また、現状の後見監督人が選任されるまでは、どこからも監督を受けない仕組みを改善し、任意後見契約を締結した場合は、公証人から中核機関に報告・登録させ、定期的に報告させる等の仕組みを検討する旨を盛り込むべきである。

■（４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

任意後見制度は、将来の判断能力の低下に備えて、本人自身が信認できる人を後見人に選定しておく仕組みであるが、法定後見制度が本人の社会生活を営むにあたり止むを得ない事情が生じた場合に利用される制度であることからすると、法定後見制度よりも優先して利用されるべき制度である。一方で、現行の任意後見制度は、後見監督人が選任されるまで、どこからも監督を受けないことにより、不正の温床となっていることから問題の多い制度でもある。そこで、このような問題を回避する仕組みの構築を検討する旨を盛り込むべきである。

制度の利用に係る費用等に係る助成部分では「～各市町村において検討が行われることが望ましい」、「専門職団体が独自に行っている ～ 助成制度創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる」という表現からは本気で取り組む姿勢はうかがえない。

必要な財政措置を盛り込むべきである。

■（５）国、地方公共団体、関係団体等の役割

新しい成年後見制度は、市町村に中核機関という新しい組織を置き、弁護士・弁護士会、司法書士・司法書士会、社会福祉士・社会福祉士会、医療機関、福祉関係者等の協力により運営することになるが、この機関を有効に機能させることが肝要であり、そのためには運営に必要な財政措置が不可欠である。

この際、国の責務として、十分な財政措置をとるべきである旨を盛り込むべきである。

■（６）成年被後見人等の医療、介護等にかかる意思決定が困難な人への支援等の検討

司法書士後見人の立場からすると、全く身寄りのない人の後見人として医療に係る意思決定をすることができずにいることの問題が大きい。この問題については、早期の立法的な解決が必要であることは明らかである。それゆえ、基本計画には、医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等について現状発生している問題を解決する

ための法制上の措置について早急に検討しなければならない旨盛り込むべきである。

■（７）成年被後見人等の権利制限にかかる措置の見直し

我が国では、成年後見制度利用者に対する資格取得制限や権利行使制限等のいわゆる欠格条項が置かれている法令が数多く存在しており、成年被後見人の選挙権、被選挙権が回復し、障害者権利条約が批准され障害者差別解消法や障害者雇用促進法が施行された現在においても、被後見人や被保佐人は公務員に就くことが出来ない状況にある。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが平成25年に行った調査では170以上の法令において資格取得や権利行使に関する様々な制限が置かれていることが判明したばかりか、欠格条項を置いていることについて合理的な理由が疑われるものも相当程度存在しているようである。このような状況は、先にあげた障害者権利条約をはじめ障害者差別解消法や障害者雇用促進法の理念にも逆行するものであり、特に、欠格条項が置かれていることについて合理的な理由が見出だせないものについては後日の協議、検討を待つまでもなく即刻撤廃するなどの早急な改善を行うべきことを強調しておくべきである。

■（８）死後事務の範囲等

死後事務の範囲については、昨年、当面必要な事務について法整備がされたところであるが、現状の不都合を改善するための、法改正を含む諸施策をさらに検討すべきであるが、一方で、本人の死亡と同時にその権利義務が相続人に帰属するという現状の相続法制との整合性に充分考慮した検討がなされなければならない旨を盛り込むべきである。